



北海道建設産業支援プラン2018 資料編

平成30年3月

北 海 道

目 次

資料 1 : 地方建設業協会との意見交換会での意見

資料 2 : 平成 27 年度北海道建設業若年労働者入職に関する実態調査抜粋

資料 3 : 平成 28 年度建設産業振興施策に関するアンケート調査結果概要

資料 4 : 品確法と建設業法・入契法等の一体的改正

資料 5 : 北海道インフラ長寿命化計画

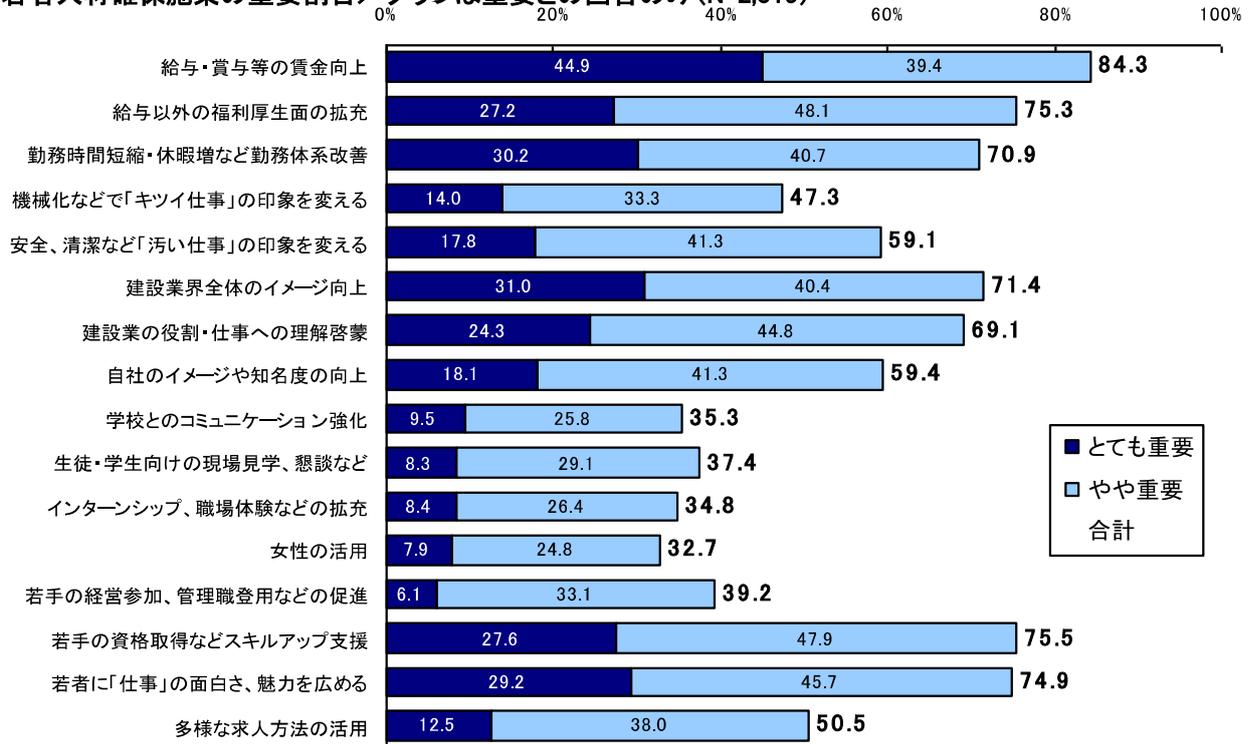
平成28年5～6月、7～8月、平成29年1月、5～6月に、地方建設業協会（札幌、空知、小樽、函館、室蘭、旭川、留萌、稚内、網走、帯広、釧路）と行った意見交換会の主な意見を課題ごとに記載します。

課題：「経営力の強化」の関連意見
○安定的な予算の確保
○予算の先の見通しが重要
○建設業への支援は、本業強化が最も重要
○早期発注と平準化
○余裕のある工期や選択工期の活用
○適正な利益の確保につながる設計・積算
○発注標準は現行制度のままで良い
○総合評価は受発注者双方の負担軽減を検討すべき
○災害復旧工事の本格化に向け、円滑な施工確保にしっかりと取り組んでほしい
○ICT活用は、効率化・利益確保の観点から、急がず着実に進めてほしい
○生産性向上などが大きな課題となるので、利益確保できる前提で様々取り組んでほしい
○ボックスカルバート等のプレキャスト化の取組を進めてほしい
○工事発注前三者検討会を拡大すべき
課題：「人材の確保・育成」の関連意見
○働き方改革のためには、これまでの発想を転換する必要がある
○他産業に劣らない労働環境確保が重要
○週休2日制は目指すべきであるが、経費増や労務者収入の低下など課題が多い
○担い手の確保等には、安定的な予算の確保が最も重要
○担い手の確保には、建設業のイメージアップPRが必要
○労務賃金水準の確保
○担い手確保のために普通高校生の雇用
○地元に農業高校しかなく、札幌勤務に人が流れている
○管内でも町村ではなく、市内企業への就職が多いなど、地域内格差も課題
○教育局との連携強化が必要
○若年入職増加のためには、給与、休暇の充実に加え、母親の理解が必要
○技術者と技能労働者の確保・育成は別の視点が必要
○1級資格の取得可能年数の短縮なども検討すべき
○地域の担い手育成の取組への支援を引き続きお願いする
○新規入職者の早期離職防止も重要
○技術・社会点の女性活躍推進の視点はやむを得ないが、女性技術者採用は難しい
○女性活躍のためには、子育て支援などもっと幅広い支援が必要
課題：「地域の安全・安心の確保」の関連意見
○災害対応等についてもっとアピールすべき
○防災対応で市町村との連携強化をお願いする
課題：「建設産業の環境整備」の関連意見
○新分野進出は少なく、本業強化への支援が重要
○新分野進出は本業が充実していることが前提であり、まずは公共投資予算の確保が必要

○建設企業アンケート

調査方法：道内に主たる営業所を有する建設業許可業者に対し、無作為抽出。
 依頼件数:14,600社のうち、回答:2,315社
 調査時期：平成27年8月下旬～10月上旬

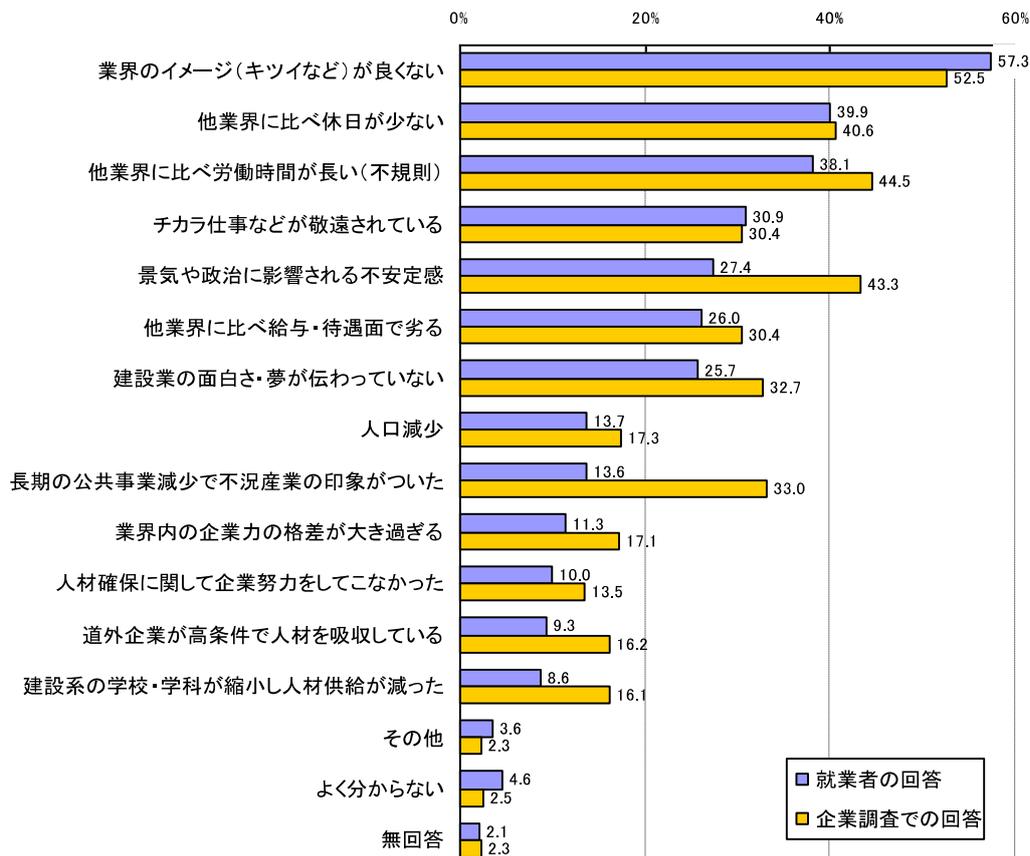
若者人材確保施策の重要割合／グラフは重要との回答のみ(N=2,315)



○若年従業員アンケート

調査方法：道内に主たる営業所を有する建設業許可業者に勤務する30代までの従業員。
 依頼件数:14,600社のうち、回答:839人
 調査時期：平成27年8月下旬～10月上旬

建設業が人材不足になる要因／企業調査との比較(N=839)



平成27年度北海道建設業若年労働者入職に関する実態調査抜粋②

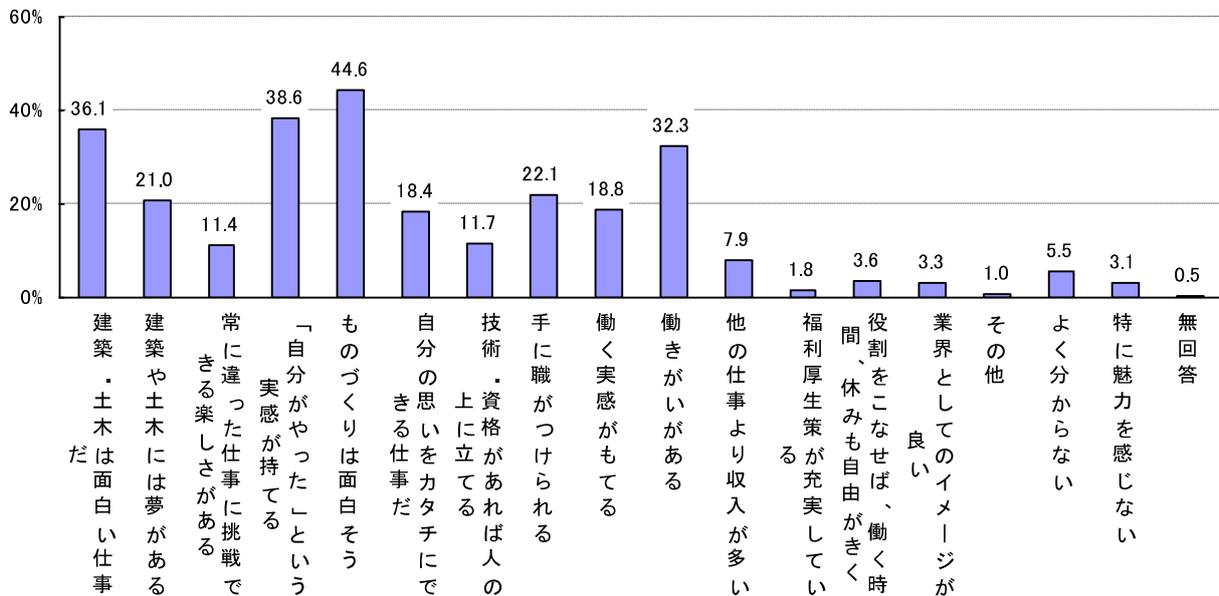
○建設関連の学科等で学ぶ学生アンケート

調査方法：道内の建設系学校・学科で学ぶ工業高校生、高等専門学校生、専門学校生、大学生
 高等技術専門学院生に学校を通じて依頼。

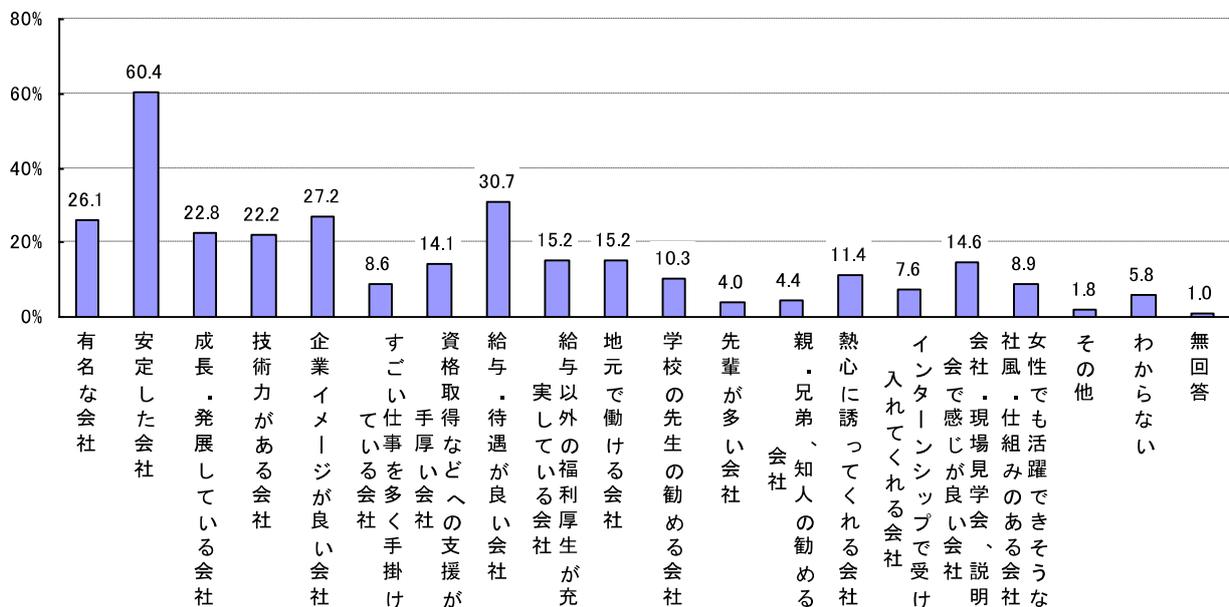
依頼件数：7,242人のうち、回答：2,302人

調査時期：平成27年8月下旬～10月上旬

建設関係の「仕事の魅力」(N=2,302)



建設業に就職する場合の企業選択ポイント(N=2,302)



平成28年度建設産業振興施策に関するアンケート調査結果概要①

調査方法：北海道から道内の各地方建設業協会など道内の26建設業関係団体を通じ各団体の
 会員企業200社に対しアンケートを依頼した結果、126社から回答が寄せられた。
 調査時期：平成28年12月～平成29年2月

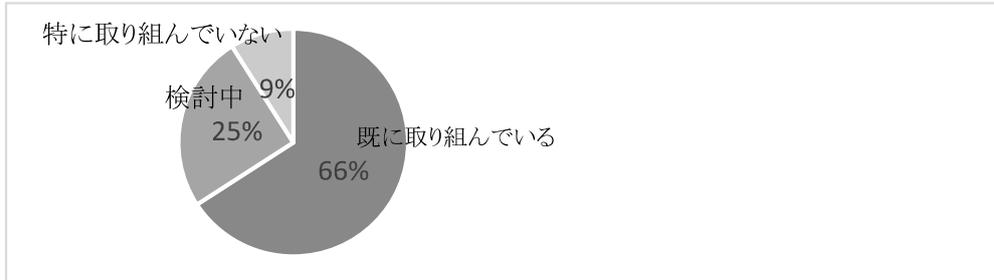
1) 各社の今後の方向性

◎ 今後の方向性(回答企業数=126:複数回答有り)

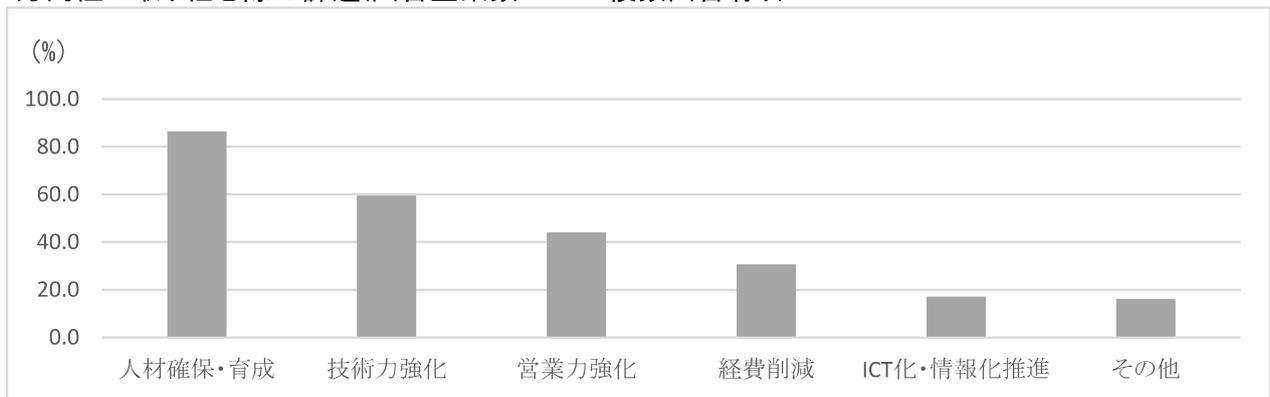
(社、%)

	本業維持・拡充	合併・事業譲受	新分野進出・多角化	廃業・事業譲渡	未定
企業数	115	5	5	0	4
百分率	91.3	4.0	4.0	0.0	3.2

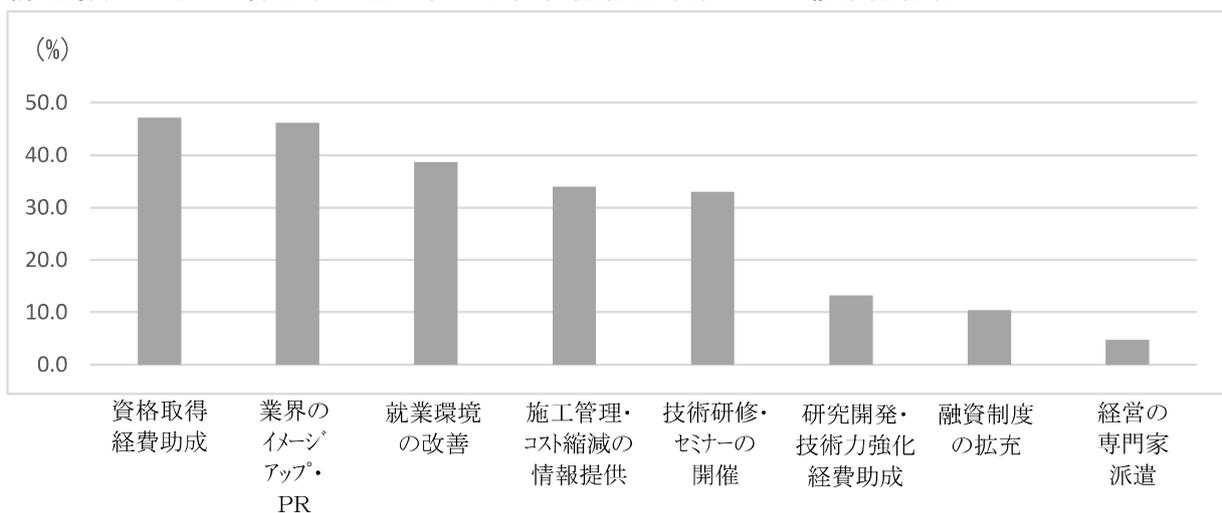
◎ 方向性に向けた取組の状況(回答企業数=123)



◎ 方向性に取り組む際の課題(回答企業数=111:複数回答有り)



◎ 課題解決のために各企業が道に求める事業(回答企業数=106:複数回答有り)



2) 道への要望(自由記述)

- 年度にこだわらない標準発注(繁忙期、閑散期のバランス)
- 雇用・人材育成の助成金申請書類の簡素化、計画届の提出期限見直し(1ヶ月前→10日前など)
- 発注時期の平準化、冬期施工の予算化
- 教育訓練、資格取得への助成
- 工期の考え方(設定基準)の方向性を見直し。給与レベルの低下を伴わない工期設定
- 支援や補助制度のを見つけやすい環境整備
- 事業支援策に係る説明会の開催
- 分離発注の継続及び受注量確保の機会の増加
- 建設業の就職率を上げるための、イメージアップの宣伝活動

平成28年度建設産業振興施策に関するアンケート調査結果概要②

調査方法:北海道から道内の各地方建設業協会など道内の27建設業関係団体に対しアンケートを依頼した結果、19団体から回答が寄せられた。
調査時期:平成28年12月～平成29年2月

◎会員企業の技術者・技能者の状況(回答団体数=19)

不足していない	不足している
1団体	18団体

○技術者・技能者の不足状況への対処、対策

- ・現場対応として、残業対応のほか、人材派遣やアルバイト、外国人実習生の雇用
- ・人手確保として、工業高校生徒のほか、その父母、大学生、普通高校生徒、自衛隊の任期制
定年者も対象に広げ説明会や現場見学会などを実施
- ・地元誌、ハローワーク、リクナビ、合同企業説明会などによる求人
- ・建設業PRのため、DVD、漫画冊子の作成
- ・人材派遣やアルバイト、外国人実習生の雇用

○技術者・技能者不足についての道への要望

- ・事業量確保、就労条件を改善できる発注(労務単価UPや通年均等や休日確保できる工期での発注)
- ・建設業PR(女性の入職促進も含む)
- ・育成に係る助成制度の拡充(資格取得への支援、使途を限定しない、補助率かさ上げなど)

◎新規学卒者(若年者)等採用状況(回答団体数=17)

予定通り採用できている	予定通り採用できていない
1団体	16団体

○採用できていない理由

- ・他産業と比較して低賃金、休日が少ないなどの建設業イメージとPR不足
- ・人口減少、工業系高校廃止による志望者減

○新規学卒者(若年者)等採用についての道への要望

- ・安定した事業量の確保
- ・休日等を考慮した工期や適正な利潤を確保できる発注
- ・技能資格習得に係る継続的な支援
- ・建設業に係るITC化等の先端技術情報等のPR

○団体での現在の問題課題

- ・高齢化、若年者の雇用確保難による企業の継承、地域の安心・安全確保が困難
- ・生産性向上の推進(技術力強化のための体制整備、人材育成)

○団体での問題課題についての道への要望

- ・継続的、安定的な事業量確保
- ・建設業専門の学校の整備
- ・一定期間同一業種に勤務した者への支援金支給(3年、5年、10年など)

○道の支援事業などへの要望

- ・建設業のイメージアップ
- ・情報化も見据えた人材育成に係る助成メニューの拡充・多様化
- ・雇用改善等への支援
- ・親を対象とした見学会開催
- ・除雪作業練習場所としての冬期閉鎖道路の提供
- ・看護師等と同様の、専門学校奨学金制度

インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、公共工事の基本となる「品確法」を中心に、密接に関連する「入契法」、「建設業法」も一体として改正。

品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）の改正

<目的> 公共工事の品質確保の促進

→そのための基本理念や発注者・受注者の責務を明確化し、品質確保の促進策を規定

■ 基本理念の追加：将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保、ダンピング防止 等



基本理念を実現するため

■ 発注者の責務（基本理念に配慮して発注関係事務を実施）を明確化

（例） 予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準等の適切な設定、計画的な発注、円滑な設計変更

■ 事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用を位置づけ、それにより行き過ぎた価格競争を是正



品確法の基本理念を実現するため必要となる基本的・具体的措置を規定
<建設業法等の一部を改正する法律>

入契法（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）の改正

<目的> 公共工事の入札契約の適正化

→公共工事の発注者・受注者が、入札契約適正化のために講ずべき基本的・具体的措置を規定

■ ダンピング対策の強化

- ・ダンピング防止を入札契約の適正化の柱として追加
- ・入札の際の入札金額の内訳の提出、発注者による確認

■ 契約の適正な履行（＝公共工事の適正な施工）を確保

- ・施工体制台帳の作成・提出義務を拡大

建設業法の改正

<目的> 建設工事の適正な施工確保と建設業の健全な発達

→建設業の許可や欠格要件、建設業者としての責務等を規定

■ 建設工事の担い手の育成・確保

- ・建設業者、建設業者団体、国土交通大臣による担い手の育成・確保の責務

■ 適正な施工体制確保の徹底

- ・業種区分を見直し、解体工事業を新設
- ・建設業の許可等について暴力団排除条項を整備